

田原市消防団協力事業所表示証交付式で表示証を受領



2016年11月24日に、東京製鐵株式会社田原工場が田原市として初となる「消防団協力事業所表示制度」(※1)における表示証の交付対象として認定(※2)されました。その後2年が経過し、この表示証の更新が認められましたので、田原市役所にて田原市消防本部三浦消防長より、更新した消防団協力事業所表示証を受領致しました。

(※1) 「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実される事を目的とした制度。(総務省消防庁：消防災第427号[平成18年11月29日]参照)

(※2) 認定の条件は、事業所に消防団員3名以上が在籍しており、地域社会に貢献している事。

(表示証)

